

大府市告示 第64号

大府市地域計画変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画変更案に対し意見があるときは令和8年5月26日までに市に意見書を提出することができる。

令和8年5月11日

大府市長 岡村秀人

1 大府市地域計画変更案の縦覧期間

自 令和8年5月12日

至 令和8年5月26日

2 大府市地域計画変更案の縦覧場所

大府市役所 農業振興課

大府市中央町五丁目70番地